

確定申告

申告は
3/15
火
までに

令和3年分所得税・町県民税の 申告相談が始まります

申告が必要な方

■所得税の申告が必要な方

- ①公的年金収入が400万円を超える方
- ②公的年金以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ③給与収入が2,000万円を超える方
- ④給与を1か所から受けている方で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ⑤給与を2か所以上から受けている方で、年末調整をしなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ⑥営業所得・農業所得・不動産所得・雑所得（年金など）・一時所得（満期保険金など）・配当所得・譲渡所得などがある方で、令和3年中の所得金額の合計額から所得控除（基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など）の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が配当所得の額および年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の額の合計額よりも多い方

●注 意

- ・所得税の確定申告が不要で還付のために申告する方でも、すべての所得と適用となる所得控除（ワンストップ特例の申請をしたふるさと納税など）を含めて申告する必要があります。
※申告しないことを選択できる所得を除く
- ・申告不要な所得（源泉徴収されている上場株式の配当所得など）を還付のために申告すると、申告しないときより所得金額が増えます。被扶養者の所得金額が増えると、扶養者の所得税、被扶養者本人や扶養者の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などに影響する場合があります。

●医療費控除を受ける場合

医療費控除の明細書を記載し、申告書に添付が必要です。明細書の提出がない場合は、医療費控除が適用できません。

■町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をしない方でも、令和4年1月1日現在、町内在住の方で①～④のいずれかに該当する方

- ①年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの申告をする方
- ②給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円以下の方
- ③営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得（満期保険金など）、配当所得などがある方で、令和3年中の所得金額の合計額が所得控除（基礎控除、扶養控除など）の合計額以下の方
- ④令和3年中に収入が全くない方または非課税所得（失業給付、遺族年金、障害年金など）のみであり、かつ家族の扶養になっていない方のうち、次に該当する方

- ・国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主
- ・国民健康保険の加入者で18歳以上の方（高校生を除く）
- ・国民年金保険料の支払猶予、免除を受けようとする方
- ・後期高齢医療保険の加入者がいる世帯の18歳以上の方（高校生を除く）
- ・保育料の支払いがある方（保育料が無料である方を含む）
- ・児童扶養手当を受給しようとする方

▲町県民税の申告が必要と思われる方には、1月下旬に役場から町県民税の申告書を送付します。また、申告書が届かない方であっても、申告が必要になる場合があります。

確定申告会場

① 住吉福祉文化会館会場（住吉神社内）

入場整理券必要 当日会場で配布またはオンラインで事前発行
詳細は国税庁ホームページへ

■期 間

- ・ 2月16日(水)～3月15日(火)の平日
- ・ 2月20日(日)、27日(日)
- 午前9時～午後5時

■注意事項

- ・ 受付を早めに終了する場合あり

- ・ 開設期間中は、半田税務署内では確定申告書の作成指導は行っていません。
- ・ 半田税務署の電話や国税庁のチャットボットでも申告相談を行っています。
- ・ 住吉福祉文化会館への問い合わせはご遠慮ください。

入場整理券について



② 役場申告相談会場

入場整理券(当日受付分のみ)配布 ※受付を早めに終了する場合あり

■期 間

- 2月16日(水)～3月15日(火)の平日
- 午前8時45分～正午、午後1時～4時
- (開場は午前8時30分～)

■ところ 役場 西会議室棟1階

■対 象 おもに給与・年金所得のみの方などの還付申告

■注意事項

- ・ 非常に混み合いますので、③出張申告相談会場⑤大府市役所を利用してください。
- ・ 開設期間中は、税務課窓口では申告相談を受け付けません。また、開設期間を過ぎると、所得税の確定申告は、役場での相談・受付はできませんので、町県民税の相談以外は半田税務署へ

❗ 役場で受け付けられない申告

次に該当する方は、②役場申告相談会場、③出張申告相談会場では申告の相談ができません。①住吉福祉文化会館(住吉神社内)にお出かけください。

- ・ 住宅ローン控除の1年目の申告をする方
- ・ 営業所得、譲渡所得がある方
- ・ 青色申告をする方
- ・ 消費税、贈与税の申告をする方
- ・ 分離所得がある方
- ・ 住宅特定改修特別税額控除がある方
- ・ 認定長期優良住宅新築等特別税額控除がある方
- ・ 住宅耐震改修特別控除がある方
- ・ 農業所得と不動産所得で収支内訳書が未作成の方 など

③ 出張申告相談会場 各地区コミュニティセンター

入場整理券(当日受付分のみ)配布 ※受付を早めに終了する場合あり

■期間・ところ

開設期間	開設場所
2月1日(火)、2日(水)	藤江コミュニティセンター
2月3日(木)、4日(金)	卯ノ里コミュニティセンター
2月8日(火)、9日(水)	森岡コミュニティセンター
2月10日(木)	生路コミュニティセンター

※藤江・卯ノ里・森岡コミュニティセンターの2日目は、比較的空いています!

■開設時間 午前9時～午後3時

■対 象 給与・年金所得のみの方などの還付申告

④⑤ 税理士による無料税務相談（申告相談）会場

■ところ・期間

④東海市立商工センター

2月18日(金)～28日(月)の平日

⑤大府市役所 2月21日(月)～25日(金)の平日

■開設時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時

※受付を早めに終了する場合あり

■注意事項

- ・ 譲渡所得、山林所得、贈与税、消費税の新規課税事業者のうち、申告書の作成に時間を要する方の申告は相談対象となりません。
- ・ 消費税の申告、所得・帳簿などの状況により住吉福祉文化会館の申告会場に案内することがあります。

申告相談に必要なもの

■すべての方が必要

- ①マイナンバーカード
- ②(1) マイナンバー通知カード(記載事項に変更がない場合に限る) + 身分証明書(運転免許証、保険証、パスポートなど)
- (2) マイナンバー記載の住民票 + 身分証明書(運転免許証、保険証、パスポートなど)
- ※①または②(1)(2)のどちらかを持参または写しを添付
- ※被扶養者がいる場合は被扶養者のマイナンバーの記載も必要。被扶養者のマイナンバーが分かるものを持参すること。

■該当する場合必要

- ・給与、公的年金などの源泉徴収票の原本
- ・申告者本人名義の預貯金口座番号が分かるもの
- ・作成済みの青色申告決算書または収支内訳書(事業所得、農業所得、不動産所得がある方)
- ・各種社会保険料控除証明書または各領収書(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など)
- ・生命保険料、地震保険料などの保険料控除証明書
- ・医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書(所定の記入用紙)」
- ・医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書(所定の記入用紙)」と一定の取り組みの証明書
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳やふくし課の証明書など
- ・「確定申告のお知らせ」はがきまたは封書(届いた方のみ)

スマホやパソコンから確定申告書を作成できます

作成の手順

- ①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- ②申告書を作成
※令和3年分の所得税の確定申告書の作成は1月上旬以降可能
- ③申告書を提出
(1) e-Tax で送信 ※事前に準備が必要
(2) 印刷する場合は、印刷した申告書と必要書類を役場申告会場の「税務署行きBOX」または郵送で税務署に提出

手書きの場合…申告書や手引きは国税庁ホームページからダウンロードを！
※確定申告書などの用紙は、半田税務署、申告会場および指導会場で配布しています。1月中旬に役場税務課⑥番の窓口横に用意します。

確定申告
作成コーナー



問い合わせ

- ・所得税確定申告
- ・申告会場①住吉福祉文化会館会場(住吉神社内)
- ④⑤税理士による無料税務相談(申告相談)会場

半田税務署

☎ 0569-21-3141

住吉福祉文化会館への
問い合わせはご遠慮ください。

国税庁
ホームページ



- ・住民税申告書
- ・申告会場②役場申告相談会場

③出張申告相談会場 各地区コミュニティセンター

役場 税務課
内線 113

町ホームページ



「住宅借入金等特別控除」申告説明会

住宅借入金等特別控除は一定の要件に該当する方のみ適用されるため、事前に名古屋国税局ホームページなどで適用要件などを確認してください。

名古屋国税局の住宅ローン適用要件



●入場整理券が必要

当日会場で配布またはオンラインで事前発行。詳細は国税庁ホームページへ

入場整理券について



●注意

・住吉福祉文化会館への問い合わせは「遠慮ください」。

・必要な書類を持参すると確定申告書の作成・提出が可能です。

●問い合わせ

住吉福祉文化会館

(半田市住吉神社内)

半田税務署

☎ 0569(21)3141

後期高齢者医療保険料納付明細書を送付します

令和3年1月1日～12月31日に支払った後期高齢者医療保険料の納付明細書を、令和4年1月中旬頃に送付します。支払った後期高齢者医療保険料は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

な方は、保険医療課へ申請してください。

●持ち物 対象の方の身分証明書

※後期高齢者医療保険料額と納付額は電話での回答不可

●問い合わせ

保険医療課 内線153

見込み額での納付明細書を送付します

①②の方で、事前に必要

おむつに係る医療費控除

おむつね6か月以上寝たきり状態で、医師からおむつの使用が必要と認められた方のおむつ購入費は医療費控除の対象となります。手続きには医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

●介護保険の要介護認定を受けている方へ

①②いずれにも該当する方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる証明書を発行しますので、ふくし課へ申請してください。費用は無料です。

●問い合わせ

ふくし課 内線127

「医療費通知」は確定申告手続きに利用できます

町国民健康保険が送付する「医療費通知」は、確定申告の際の医療費控除の添付資料として利用することができますので、大切に保管してください。医療費通知が届く前に確定申告をする場合には、医療費通知の代わりに領収書を使用してください。

●医療費通知の送付

年6回各月20日頃送付します。

医療費通知送付月	掲載する医療費
4月	1月、2月診療分
6月	3月、4月診療分
8月	5月、6月診療分
10月	7月、8月診療分
12月	9月、10月診療分
2月	11月、12月診療分

●問い合わせ

保険医療課 内線154